

NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針

令和8年5月策定
総務省

1 目的

NTT持株¹、NTT東日本²及びNTT西日本³については、昭和63年以降、旧NTT⁴から分離や再編をしたNTTドコモビジネス⁵、NTTドコモ⁶、NTTデータ⁷、NTTデータグループ⁸及びNTTドコモソリューションズ⁹を対象に、NTT持株・NTT東西¹⁰の巨大・独占性の弊害等を排除し、分離や再編されるNTTグループ¹¹内事業者と他事業者との間の公平性等を確保する観点から、分離や再編の際、「ネットワークの公平な提供」、「在籍出向等の禁止」、「共同資材調達等の禁止」等の各種条件が公表され、これが累次の公正競争条件と位置づけられてきた。

そうした公正競争条件について、情報通信審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和7年2月3日）において、「メタル固定電話が中心の時代に作られたものであり、その後、市場環境や競争環境が変化し、NTTグループ内の組織再編によりグループ内の会社間の関係や事業内容等も変化していること等に鑑みると、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当」とされた。

これを踏まえ、令和7年の電気通信事業法の改正¹²により、電気通信事業者に係る措置として、特定の事業者との間の在籍出向や有利な条件での取引の禁止が法定化され、市場検証委員会¹³における議論を経て、令和8年の関係省令¹⁴等の改正により、その詳細（有利な条件での取引禁止の対象に一般コロケーションを位置付ける等）が規定された。

本指針は、引き続き必要となる公正競争の確保のための措置のうち、電気通

¹ NTT株式会社をいう。

² NTT東日本株式会社をいう。

³ NTT西日本株式会社をいう。

⁴ NTTの再編成前の日本電信電話株式会社をいう。

⁵ NTTドコモビジネス株式会社（旧NTTコミュニケーションズ株式会社）をいう。

⁶ 株式会社NTTドコモをいう。

⁷ 株式会社NTTデータをいう。

⁸ 株式会社NTTデータグループをいう。

⁹ NTTドコモソリューションズ株式会社（旧NTTコムウェア株式会社）をいう。

¹⁰ NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本の総称をいう。

¹¹ NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合をいう。

¹² 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）

¹³ 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 市場検証委員会

¹⁴ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第70号）

信事業者以外のNTTグループ各社に係るものについて、具体的な措置等を明確化するものである。

2 NTT持株等に係る在籍出向の禁止

NTTグループ各社は、電気通信事業法及び同法の下位法令等に基づく公正競争の確保のための規律の遵守に加え、次の措置を講ずること。

- NTT持株とNTTデータグループ又はNTTデータとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。
- NTT持株とNTTドコモとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。
- NTT東日本及びNTT西日本とNTTデータグループとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。

3 共同資材調達の扱い

(1)これまでの経緯等

1に記載のとおり、旧NTTと分離会社¹⁵との間の共同調達は認められていなかったが、情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日）において、「NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」旨が示されたこと等を受け、NTT持株・NTT東西と分離会社との間における共同調達に関し、基本的考え方を示すとともに、NTT持株・NTT東西及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化するものである。

共同調達については、NTT持株・NTT東西が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとして、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとする必要がある

¹⁵ NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズをいう。

であり、これらは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）及び NTT の再編成の趣旨等並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）により確保されるものである。

本項は、共同調達を例外的に認めるに当たって必要となる措置等を示すものであり、共同調達は引き続き原則として禁止されるべきものと考えられていることとの関係に留意する必要がある。

(2)共同調達が例外的に認められる資材

共同調達が例外的に認められる資材は、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTT ドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム¹⁶に限る。

(3)NTTの再編成の趣旨の徹底

共同調達を通じた NTT 持株・NTT 東西と分離会社との間の一体化（ヒト（情報）、モノ、カネ）等の NTT の再編成の趣旨の潜脱を防止することとし、次の措置を講ずること。

【NTT 持株、NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモビジネス、NTT ドコモ、NTT データ及び NTT ドコモソリューションズ】¹⁷

- 共同調達を通じて、NTT 持株・NTT 東西と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者（共同調達に関する業務（契約交渉、契約支援その他契約行為に密接に関連する業務を含む。）を行う者をいう。以下同じ。）との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。

【NTT 持株】

- 共同調達において、NTT グループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与するに当たり、NTT 持株が、共同調達に関する窓口業務（共同調達事業者と当該 NTT グループ会社以外の電気通信事業者並びに NTT 持株（調達を行う部門に限る。）、NTT 東日本及び NTT 西日本との間における交渉等を仲介する業務に限る。以下単に「窓口業務」という。）を行う場合、上記の措置に加えて、次の措置を講ずること。

¹⁶ これらに付属する、ラック等の什器類、製造事業者等による保守等を含む。

¹⁷ 当該事項の対象となる者を【 】内に記載。以下同じ。

- ・ 窓口業務を行う部門の長その他の窓口業務に従事する者は、調達を行う部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねないこと。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本並びに分離会社から在籍出向する職員を窓口業務に従事させないこと。
- ・ 窓口業務の用に供する室とそれ以外の業務の用に供する室とを区分すること。
- ・ 監視部門を窓口業務を行う部門及び調達を行う部門とは別に置き、窓口業務の実施状況及び共同調達に関する情報の適正な取扱いを監視すること。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達事業者（NTT持株が共同調達に関する窓口業務を行う場合は、当該窓口業務を行う部門を含む。以下同じ。）に対して共同調達に関する情報を提供するときは、当該情報が共同調達の目的以外の目的のために取り扱われることがないように、次の措置を講ずること。
 - ・ 共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことができないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 上記のほか、共同調達に関する情報を共同調達の目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務（例：ネットワークの構築、電気通信役務の提供等又はこれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理等）を共同調達事業者に対して委託等しないこと。ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTT

【ドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達事業者との間で行われる共同調達に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT持株・NTT東西と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするため、共同調達事業者に対し、NTT持株・NTT東西及び分離会社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を当該業務を委託した会社にそれぞれ報告させること。

(4)NTT持株・NTT東西の市場支配力との関係

共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講ずること。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- NTT持株・NTT東西が共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、次の措置その他必要な措置を講ずること。
 - ・ NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額¹⁸の50%未満とすること。

【NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモ】

- NTT持株・NTT東西が参加する共同調達について、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(NTT持株・NTT東西が参加する共同調達における禁止行為の例)

- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉をすること。

【NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

¹⁸ 電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。

- 上記のほか、NTT持株・NTT東西が参加する共同調達について、電気通信事業法第29条及び第31条（NTT東日本及びNTT西日本以外の者にあつては、電気通信事業法第29条）の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(5)利用者利益の確保等

共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努めること。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- 共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。
- 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与すること。

(6)検証可能性の確保等

上記に基づき、次の事項を総務省に報告するとともに、公表すること（ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものは除く。）。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- 各事業年度の共同調達に係る実施計画（本項に基づき講ずる措置の内容を含む。）
- 各事業年度の四半期ごとの実施状況（共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。）
- 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）
 - ・ 本項に基づき講じた措置（NTT持株が窓口業務を行う場合は監視の結果報告を含む。）
 - ・ 共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況
 - ・ 共同調達額（共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。）
 - ・ 総調達額¹⁸

【NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）
 - ・ 本項に基づき講じた措置

- ・ 総調達額¹⁸

(7)見直し等

総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本項を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了するものとする。

(公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例)

- ・ 共同調達は、NTT持株・NTT東西及び分離会社においてNTT持株・NTT東西の調達額の割合が相当程度減少していることを前提とした例外的な措置として認められるものであり、今後、NTT持株・NTT東西の調達額の割合が相当程度増加する等の環境変化により公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合（NTT持株・NTT東西及び分離会社の総調達額^{18,19}に占めるNTT持株・NTT東西の総調達額¹⁸の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合²⁰等）
- ・ 本項に反し、共同調達を例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合

4 その他

本指針は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条に基づく施行の日から運用することとし、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」及び累次の公正競争条件²¹は、廃止とする。

¹⁹ NTT持株・NTT東西及び分離会社の総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の3事業年度における総調達額の平均をもってみなす。

²⁰ 災害その他やむを得ない事情により、一時的に当該割合を超える場合は、この限りでない。

²¹ 累次の公正競争条件とは、昭和63年のNTTデータ（当時）の分離、平成4年の移動通信業務の分離、平成9年のNTTコムウェア（当時）の分離、平成9年の「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」及びこれに従い作成された「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画」において言及されているNTTグループ各社が遵守すべき公正競争に係る措置のうち、令和7年改正法施行の時点で有効とされていた措置をいう（本指針により廃止するのは、郵政省（当時）が策定・認可等したものに限る）。